

生産緑地地区の追加指定について

1 目的

本市では、平成4年に約84.2haについて生産緑地地区を都市計画決定し、平成7年には阪神・淡路大震災をきっかけに防災の観点から、平成17年には、農作物の地産地消といった農業振興の観点から農業団体の要望もあり、追加指定してきた。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業従事者の死亡、故障を原因とした減少が続いており、今年度の生産緑地地区面積は約81.5haで、当初指定時に比べて約3.2%減少している。

一方、生産緑地地区に指定されていない、いわゆる宅地化農地にいたっては約82%減少し、市内農地の減少の要因となっている。

こうした状況の中、都市環境や防災に対する緑地の確保など都市計画的観点から、来年度実施に向けて生産緑地地区を追加指定する取組を進める。

【尼崎市内における農地面積の推移】（平成23年12月末現在）

農地 \ 年度	平成4年度	平成23年度	増減率
生産緑地	84.2ha	81.5 ha	- 3.2%
(追加指定を除く)	(84.2ha)	(72.7 ha)	(- 13.7%)
宅地化農地	107.3ha	19.6 ha	- 81.7%
合 計	191.5ha	101.1 ha	- 47.2%

2 追加指定の考え方

単発的な募集ではなく随時受付を行うこととし、平成4年3月に定めた指定基準に適合しているものについて、毎年1回まとめて追加指定する。

なお、面積要件などの指定基準の緩和など、都市計画制度の見直し議論については、今後とも検討経過を見守っていく。

3 今後の予定

平成24年2月～	農業団体等に説明
5月	追加募集開始(随時受付)
6月	指定申出書の内容確認、現場調査
7月	市案の作成(廃止を含む)
8月	都市計画審議会 事前説明
9月	県知事協議
10月	都市計画案の縦覧(2週間)
11月	都市計画審議会 付議
12月	生産緑地地区の決定告示

(参考資料)

1 兵庫県下における生産緑地地区の追加指定状況（平成 23 年 12 月末現在）

都市名	対応状況	面積	増減率 (H23/H4)
神戸市	新たに市街化区域内農地となった場合等以外、追加指定は行っていない。	111.9ha	- 22.3%
西宮市	平成 7, 16 年に追加指定した。従事者が高齢化しており、生産緑地の減少が進んでいる。今年度実施した市内農家アンケート結果を踏まえ、追加指定の必要性を検討する。	76.4 ha	- 6.0%
芦屋市	平成 4 年度の 13 地区から 8 地区にまで減少している。市街化区域内農地は少なく、新たに指定する可能性はない。	2.2ha	- 31.3%
伊丹市	平成 16 年から追加指定を行い、平成 22 年までに約 8.5ha の農地を指定した。平成 23 年度は 2 地区、約 800 m ² の追加を予定している。	104.2ha	- 9.4%
宝塚市	平成 12 年から毎年 1 回 7 月中旬頃、追加指定を募集している。平成 22 年は 1 件、平成 23 年 3 件の要望があった。	79.9ha	- 9.8%
川西市	一定条件を満足する場合は追加指定を認めることとしているが、事例はほとんどない。	82.4ha	- 9.5%
三田市	建設省都市局長通達「三大都市圏の特定市における平成 5 年以降の生産緑地地区の指定について」により運用しており、市街化区域拡張等を除き追加指定の予定はない。	7.0ha	- 21.3%
尼崎市	平成 7, 17 年に追加指定した。市街化区域内農地は年々減少傾向にあり、農地保全のため来年度より毎年追加指定する予定。	81.5ha	- 3.2%

(少数点第 2 位を四捨五入)

2 尼崎市内における宅地化農地の状況（平成 23 年 12 月末現在）

	件数	面積
宅地化農地	630 件	19.0 ha
うち 500 m ² 以上のもの (全体に占める比率)	104 件 (16.5%)	7.9 ha (41.6%)

3 生産緑地地区指定基準

- (1) 現に農業の用に供されていること
- (2) 良好な生活環境に相当な効用があること
- (3) 公共施設等の敷地に供する土地として適していること
- (4) 500 m²以上の一団の区域であること
- (5) 農業の継続が可能な条件を満たしていること
- (6) 主要な都市施設の整備に支障がないこと
- (7) 合理的な土地利用に支障がないこと